

食安輸発0701第1号
平成25年7月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産ミニトマト及びパプリカの検査命令免除業者の追加)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年6月28日付け食安輸発0628第1号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、下記の輸出者について、ミニトマト及びパプリカの検査命令免除輸出業者として登録する旨の連絡があったことから、同通知の別表20及び別表21を別紙1及び別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いいたします。

記

<ミニトマト>

SERA TRADING CO.,LTD

<パプリカ>

UNBONG NONGHYUP